

◆安倍内閣は総辞職を!

日本共産党船橋議員団

ミニにゅうす

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005	岩井友子 ☎438-8647	関根和子 ☎447-0557
県会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347	事務所 ☎429-2160	事務所 ☎440-7950
<市議団控室 ☎436-3030 FAX420-7201>	市会議員	
中沢 学 ☎493-8140	坂井洋介 ☎404-2039	松崎さち ☎090-6156-8592
渡辺ゆう子 ☎462-7273	佐藤重雄 ☎432-9872	

スクールガード(子どもの登下校見守り) ボランティア頼みでなく希望者は雇用を

「スクールガード」事業とは、小
学校登下校の時間帯に子どもたちを
見守るボランティア活動のことです。

原則として朝7時〜8時前後、午
後2時〜4時前後に合わせて、通学
路や近くの公園などをパトロールし
ながら見守り活動を行います。その
担い手は保護者や町会自治会、地域
の皆さんであり、2016年度末現
在、6112人がスクールガードと
して登録されています。

船橋市は登録者に対し、「強制で
はなく、無理のない範囲で続けてほ
しい」として、大雨など天候の悪い
日には休んで構わないと述べていま
す。しかし登録者の中には「雨の日
ほど事故が心配だ」と、天候が悪く

ても休まずにスクールガードを行っ
ている人々がいます。

実際に、交通安全協会の発表によ
ると「雨の日は交通事故の確率が5
倍になる」と言います。また雨の日
は雨音などで周囲の音が把握しづら
く、雨具や傘で周りが見えにくくな
り、不審者の気配が見つけづらくな
る恐れがあります。

一方では子どもの安全確保を事業
目的としながら、事故や犯罪のリス
クが高まる雨の日は「スクールガー
ドを休んでよい」としている市の姿
勢は矛盾しています。

3月議会でのこの点と、ボランティア
アと職員とは事故にあった時の補
償内容も大きく違うことを指摘し、
「スクールガード登録者のうち希望
か。

者はきちんと雇って職員としてこの任
務にあてるべきではないか」と問い
質しました。

学校教育部長が答弁に立ち、「ス
クールガードの皆様には登録に際
し、ボランティアとして了承の上、
子ども達の見守りに協力して頂いて
いる。よって教育委員会としては、
手当等の賃金等を支払うことは今の
ところ考えていない」と述べまし
た。

また「せめて雨の日でも活動して
いるスクールガードの方に雨具を支
給すべきではないか」という質問に
は、「活動状況は毎日の方から月に
数回、年に数回と様々で、配布基準
をどうするかという問題もあり、現
在のところ雨合羽の支給は難しい」
と答えました。

果たしてこれで子どもの安全確保
がされていると言えるのでしょうか。

就学援助制度

申請書の配布と受付の拡充を

就学援助制度は、経済的な理
由で、就学することが困難な家
庭の保護者を支援して、小学生
や中学生、特別支援学校に在籍
する子どもたちに必要な教育が
行き届くように支援をするもの
です。

制度を利用するには、毎年、
申請することが必要ですが、申
請書は、在籍する学校でしか配
布されず、申請の受付も学校で
行うことになっ
ています。

申請書を取り
に行ったり、申
請書を提出する
ために、平日の



受付は 教育委員会でも

なぜ、学校でなければならな
いのか。市教育委員会は、これ
まで、

- 学校は児童生徒の状況を把握
しており、ケースによっては、
校長の所見が必要だから
- 申請者は、請求・受領・支払
いにかかわる一切の事務を校

長に委任するため、校長と委任
状を交わす必要があるからな
ど、理由を説明してきました。

しかし、制度が受けられるか
どうかの認定は、教育委員会
で行います。「船橋市就学援助要
綱」によれば、認定の基準は所
得要件だけでなく、所得のわか
る書類が添付されていれば、校
長の所見は必要ありません。

また、請求・受領・支払いと
いうのは、認定された後に発生
する事務です。認定されるかど
うかわからない申し込みの際に、
手続きをさせる必要はありませ
ん。

そもそも、同じ「要綱」の中
で、国立や都道府県立の学校や
区域外就学をする場合は、教育
委員会が直接、申請を行うこと
になっているのです。

申請書配布 学校以外の施設でも

今議会では、申請書の配布を
教育委員会やフェイスタイルの総
合窓口、出張所でも行うこと、
申請書の受付を、教育委員会
も行うことを求めました。

教育委員会は、「申請書の受付
は学校で行うことが適切だが、
申請書の配布場所や方法など
については、今後検討してい
たい」と答えました。

時期については、明らかにな
りませんが、早期実現を
引き続き求めていきます。

日本共産党船橋市議団主催

無料法律相談

7月18日(水)
8月20日(月)

弁護士が相談を受けます
労働相談も受けています
会場：中央公民館
時間：午後1時〜4時
要予約 ☎436-3030